

第6回阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

- 1.平成14年12月3日午後1時30分 招集
- 2.平成14年12月3日午後1時30分 開会
- 3.平成14年12月3日午後3時50分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1番	一の宮町	渡邊	力丸
2番	一の宮町	家入	哲也
3番	一の宮町	笹原	瑞穂
4番	一の宮町	宮崎	昭光
5番	一の宮町	笹田	陽三
6番	一の宮町	森下	幸美
7番	一の宮町	阿蘇	品清
8番	一の宮町	園田	盡
9番	一の宮町	志賀	聡雄
10番	阿蘇町	河崎	敦夫
11番	阿蘇町	松永	勲
12番	阿蘇町	家入	澄雄
13番	阿蘇町	高藤	拓雄
14番	阿蘇町	松村	勝美
15番	阿蘇町	西岡	ヤス子
16番	阿蘇町	丸山	信義
18番	阿蘇町	大塚	友光
19番	産山村	井	道行
20番	産山村	井	正明
21番	産山村	井	武也
22番	産山村	井	正吾
23番	産山村	市原	正文
25番	産山村	井	工ミ子
26番	産山村	渡辺	裕文
27番	産山村	井	信也
28番	波野村	市原	新
29番	波野村	志賀	安男
30番	波野村	水野	日出男
31番	波野村	後藤	新一
32番	波野村	阿南	洋
34番	波野村	岩下	利明
35番	波野村	岩瀬	葉津子
36番	波野村	大塚	國勝
37番	振興局	岩下	直昭

欠席議員

17 番 阿蘇町 小笠原徹朗
24 番 産山村 井 博 信
33 番 波野村 市原正次

7.説明のため出席した者の職氏名

無し

8.職務のため出席した事務局職員

局長 岩瀬 國 興 次長 大塚 敏彦
局員 井 八 夫 井野 孝文
高藤 裕 樹 井 利 則
高橋 祐 一 坂口 英明

9.議事日程

協議第 2 (継続) 合併の期日について
協議第 4 (継続) 中小選挙区導入の必要性について
協議第 5 (継続) 三役及び教育長の身分の取扱いについて
協議第 6 地域審議会について
協議第 7 テレワークセンターの取扱いについて
協議第 8 第 3 セクターの取扱いについて
協議第 9 電算システム事業の取扱いについて
提案第 1 国民健康保険の取扱いについて
提案第 2 病院、診療所 (直営) の取扱いについて
提案第 3 新市 (町) の事務所設置の方式について

午後 1 時 30 分 開会

日程第 1 開会

合併推進協議会事務局長 (岩瀬) お時間が少々過ぎましたので、まだ全員お揃いではございませんけれども 2 名の方は欠席届けが出されております。

ただ今から第 6 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を開会させていただきます。

本日の会議はお手元にお配りいたしました会議次第によりまして説明させていただきます。

なお本日の会議は全員ご出席ではございませんけれども、定足数の過半数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、まず最初に河崎会長がご挨拶申し上げます。

河崎会長あいさつ

会長 (河崎敦夫) どうも皆さんこんにちは。本協議会の第 6 回目を迎えることができまして、いよいよ 4 町村合併の核心に触れようとする段階になりました。これも一重に議員各位のご指導とご協力の賜物だと深く会長として敬意を表したい次第でございます。

ただ今事務局からもご案内がございましたように 2 名の欠席がございましたけれども、定刻を過ぎましたのでこの会議を始めるわけでございますが、それぞれの委員さん、あるいはまた議員さんにおかれましては、4 町村 12 月定例を控えまして大変忙しい中にご参集いただきまして大変感謝申し上げます。

この協議会の設立以来、4 力町村を一巡してまた再び一の宮に会場を移しましての協議会となったわけでございます。本日もご提案申し上げておりますことにつきましては、前回の継続審議の 3 議案と提案されておりました 4 議案、計 7 議案の審議をいただくわけでございます。各町村におかれましては合併に対する諸々の不安事項もあると思っておりますけれども、私共と致しましてはこの国家的な大改革事業を遂行していくために、忌憚のないご意見を賜りなが

ら目的達成の為に頑張っていきたいとこのように思っております。

議員各位あるいは会員各位のご協力をお願い申し上げてご挨拶いたします。

事務局長（岩瀬） ありがとうございます。続きまして、本協議会の顧問でいらっやいます阿蘇地域振興局の岩下局長さんよりご挨拶をいただきたいと思ひます。

阿蘇地域振興局局長あいさつ

阿蘇地域振興局局長（岩下直昭君） どうもこんにちは。阿蘇地域振興局の岩下でございます。私の方からは最近の情勢を含めましてご挨拶を兼ねて若干お話をさせていただきたいと思ひます。

11月19日に第5回の協議会が開催されました。その中では合併の方針について新設合併、つまり対等合併ということでございます。それから議員の定数と任期につきましては2年間の在任特例ということが決定されました。また合併の期日、それから中小選挙区の導入、そして三役及び教育長の身分につきましては継続審議というふうになったわけでございます。

本日は前回継続審議となりましたこれらの事項に加えまして、新たに地域審議会、それから第3セクターの問題、そして電算システム等につきましてご協議いただくことになっております。前回の協議会からわずか2週間という非常に短い期間の中で事務局そして専門部会、幹事会の皆さんの取り組みに本当に感謝申し上げますとともに、委員の皆様方におかれては忌憚のないご意見、活発なご議論が交わされることを期待申し上げているところでございます。

県内におきましては昨日球磨地域、人吉の相良で任意協議会が新たに設置されております。これで法定協議会、任意協議会併せまして全部で14の協議会、法定が7、任意が7でございますが設置されまして、構成市町村の数で申し上げますと94市町村の約3分の2にあたる64市町村になったわけでございます。

また本日の熊日の朝刊に出ておりましたけれども、南小国と小国の両町におかれましては昨日の会議の中で任意協議会を設置するというところで合意がなされたところでございます。

県から既に各協議会に職員を1名派遣いたしておりますが、今後も各地域の合併協議が円滑に進みますよう積極的な支援を行って参りたいというふうに考えております。

さて一方、国におきましては、先日申しあげました小規模町村、これの権限の整備をはじめといたしました地方のあり方に加えまして、経済財政諮問会議におきましては国庫補助負担金の削減の問題、それから地方交付税の見直しの問題に關しましての議論が行われているところでございます。特に地方交付税の見直しにつきましては、国民に一定の行政サービスを提供できるよう財源保障する、いわゆる財源保障機能につきましてこれを廃止するか、あるいは縮小するか等の議論が行われている状況でございます。先日行われました全国町村町会、それから全国議長会の中で、小泉首相が政府として合併を推進する方針を改めて明言されたところでございます。こうした一連の議論の行方如何によりましては、県も含めまして地方にとって非常に厳しい状況が考えられるという状況になってきているところでございます。

町村合併はそういった厳しい状況に対応し、地方分権の到来に対応する受け皿づくりということで非常に有効な手段というふうに認識をいたしておるところでございます。ただ合併はあくまでも手段ということでございまして、その目的は、ここがポイントでございますけれども将来のより良い地域づくりを目指す。そこにあるということはいふまでもないことでございます。その為には合併だけの当面性を確保していただきまして情報提供を常に行っていたいただき、住民の意思が十分に反映されるような透明な合併であることが望まれるのではないかとこのように考えております。

委員の皆様方におかれましては、そのことを念頭にお置きいただきまして今後の議論を進めていただくことをお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひい

たします。

事務局長(岩瀬) ありがとうございます。それでは早速会議のほうに移らせていただきますが、会議におかれましては議事録をとらせていただいておりますので、大変恐れ入りますがマイクが届きましたあとにご発言いただきたいと思います。

なお、ご発言の数が複数になりましてもその都度ご氏名を告げていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議の進行のほうは規約第8条におきまして河崎会長のほうにお願いいたします。会長(河崎敦夫) はい。それではしばらくの間、議長をさせていただきます。

日程第3 会議録署名委員の指名

会長(河崎敦夫) 早速会議を始めていただくわけでございますが、お諮りいたします。本日の会議録署名議員に一の宮町の宮崎昭光議員さん、それから阿蘇町の高藤拓雄議員さんをお願いいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) それではご両名方よろしくをお願いいたします。

日程第4 会期の決定

会長(河崎敦夫) 続きまして会議の決定でございますが、本日一日でよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) はい、それでは会議は本日一日と決定いたしました。

日程第5 議題(1) 協議第2号(継続) 合併の期日について

協議第4号(継続) 中小選挙区導入の必要性について

協議第5号(継続) 三役及び教育長の身分の取扱いについて

会長(河崎敦夫) 早速議題に移らせていただきますが、まず始めに前回の協議会で持ち越し、継続審議となっております協議第2号、協議第4号および協議第5号についてあわせて一緒に進めさせていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) それでは協議第2、協議第4、協議第5号について各町村のご意見を代表者の方々から発言していただきたいと思います。まず、一の宮の方からよろしくお願いいたします。

一の宮町(笹原瑞穂君) 一の宮の笹原でございます。第2号でございますが、協議の結果、一の宮町はあくまでも平成16年3月31日の市制施行目指すものとするが、合併推進協議会の委員に弾力を持つ為にも4町の協議により、案dの市の特例が平成17年3月31日まで延長されれば合併の期日も平成17年3月31日までとすることを調整できる場合はd案でも良いことを確認し決定を致しております。

会長(河崎敦夫) ちょっともう一回。申し訳ございません。

一の宮町(笹原瑞穂君) それでは結論的には基本はaでございます。で、弾力を持たせる為には最後のdということでございます。

会長(河崎敦夫) えーとaですか、そして最後のd。

一の宮町(笹原瑞穂君) 調整ができればd案。

会長(河崎敦夫) 失礼しました。a案で折衷案でd案ということになるわけですか、それでは阿蘇町、違う、失礼しました。第4号はどうでしょうか。引き続き4号をお願いいたします。

一の宮町(笹原瑞穂君) 第4号につきましては中小選挙区導入の必要性でございますが、

公選法第15条第6項の規定により選挙区を設置することに決定をされてます。案の1のbでございます。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。協議第5号の継続でございますが、三役及び教育長の身分の取扱いについてをお願いいたします。

一の宮町（笹原瑞穂君） これは当初の提案どおり案1で決定しております。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。つぎ阿蘇町のほうよろしくをお願いいたします。

阿蘇町（高藤拓雄君） こんにちは。阿蘇町の高藤でございます。早速第2号のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、阿蘇町といたしましては今、一の宮町さんのほうからご提案いただきましたように、阿蘇中部4町村は当面やっぱり現行の法のもとで一応16年3月31日をもって一応市制を目指すということで決定をいただいておりますけども、一の宮町さん同様に柔軟性を持たせまして市制施行を目指すものの、合併の期日は当面3月31日までとしますけども、国におきましては3万人規模の市の特例が平成17年3月31日に延長されるというような動きがございますので、そのへんのところは柔軟性をもちましてあくまでも市制を目指すということで17年3月31日まで延長してもよいということで決定をいたしております。

それから次の4号でございますけども、実はこの前阿蘇町だけがa案ということで提案申しあげましたけども、他の3町村にやっぱり合わせていく必要があるということで一応今回b案のほう、市においては公職選挙法第15条第6項の規定により選挙区を設置するものというところで合意を得ております。

それから協議第5号でございますけども、阿蘇町といたしましては単に市長のほか常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く、それから特別職の組織体制、給料、手当等につきましては類似団体等を調査の上4町村の長で調整し、その結果は協議会で別途協議するというところで意見一致をいたしております。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、協議2号につきましてはa案を原則とし、案d。一の宮町と同じでよろしゅうございますか。一の宮と一緒にということでよろしいですか。案aを原則とし、次の案をd。協議4号につきましては案1のbですね。これも一の宮町と同じか。

〔「これは阿蘇町だけが前回」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 分かりました。そうすると協議5号三役及び教育長の身分の取扱いは2ですね。それでは産山さんお願いします。

産山村（井 正吾君） 産山村の井でございます。産山村におきましては合併問題調査特別委員会と合併協議会の委員会を昨日開催いたしました。慎重に協議いたしたわけですが、協議の2号につきましては産山村としてはあくまでも町制施行を目指すものとしたしますが、3万人規模の市の特例が平成17年の3月31日まで延長された場合は、市制、町制いずれか協議の上で何もその点については問わないということをお願いいたします。

次に4号でございますが、中小選挙区導入については案bでございます。

5号につきましても案の2でございます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） ちょっと確認します。協議2号の合併の期日につきましては、

産山村（井 正吾君） 案のcです。

会長（河崎敦夫） cですね。それから協議第4号についてはBですね。それから協議第5号につきましては案2。

産山村（井 正吾君） そうでございます。

会長（河崎敦夫） それでは波野さんお願いします。

波野村（後藤新一君） 波野村の後藤でございます。まず協議の第2号。これはcです。あくまでも町制施行をめざします。ということでございます。

それから協議第4号のやつはbですね。わかりません。bです。

5号については、これは案の2です。変わりはありません。以上です。

会長（河崎敦夫） それでは協議2号は案のcですね。それから協議4号の中小選挙区、これはbですな。協議5号につきましては案の2ですね。はい。以上継続事項につきましてのそれぞれの4町村からの集約でございますが、まず協議第4号についてはこれはよろしゅうございますね。4町村一緒でございます。従ってこれはもう協議会でも中小選挙区の導入の必要性についてはbとするということで決定いたします。

それから合併の期日については、二案ほどに分かれておるようでございますが、この件についてご討議願いたいと思います。はいどうぞ。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の宮崎でございますけど、議長申し訳ございません。協議第4が4カ町村ですね、案bに決定しております。ということは中選挙区制度の導入ですね、これは。ところが先般ですね、12月2日の新聞紙上におきましてあさぎり町の深田村の議長さんが熊日新聞に市町村を考えるで一つの談話、5つの論点ということで報道されております。そのあたりを見まして当面あさぎり町におきましても、球磨とか深田村と須恵村ですか、一番小さい村がございます。その中の議論で、その小さい町村はいわゆる合併した後の町の新町づくりの中で、何と申しますか、その地域の声が吸い上げができませんようなコメントでございます。当然その地方選挙区ですね、話が出たそうです。ところが県のほうがですね、それについては遠隔地とか離島を除いた地域以外はできないといった決定がなされた関係上、やっばうちの今決めた方向ではできなかったわけですね。そのあたりがきちっと県の方がおいででございますので、できるか、できないか、きちっと確認しとかんとですね、この中で決めても上の段階でだめと言うならばどうにもなりませんのでお願いいたします。

事務局次長（大塚） すいません。事務局の大塚でございます。その件につきましては、新聞の記事が出ましたものですから一応本庁の方に私のほうから確認をさせていただきました。で、本庁のほうからもその話は確か国に確認しておるようでございますけども、国のほうの意見としましては条例で定めればできるというような回答したということでございます。県のほうからはその国の話がですねあさぎり町のほうに伝えたことはあるということなんですけども、その話がああいった記事になったのが逆にちょっと分からないという回答でした。

で、こちらからの協議を進めるにあたっては事前に県のほうにこういった形で選挙区の設置ができるかということを確認しながら進めておりますので、このまま設置ができるという回答がございましたのでこういった形で進めさせていただいております。よろしく願います。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮町の宮崎です。これは出来るということで確認してございますね。

事務局次長（大塚） はい。

一の宮町（宮崎昭光君） 現状もきちっと。

会長（河崎敦夫） 他に協議4号についてはこれはもう全町村一致しました。

協議2号と協議5号について、協議2号はどうでございましょうか。16年3月か17年3月か。ただしd案についてはですね、国の動向という文言が入っておるようでございますが、そのへんについてもご意見等はございませんでしょうか。はい。

阿蘇町（高藤拓雄君） 2号のほうですね今、町制それから市制というようなことだいたい意見が半々に分かれておりますけれども、どうもこの前のこの協議会の中でですね、一応福祉事務所の件が議論になっていたと思いますけれども、実は私共阿蘇町の場合はですね、最近福祉行政というのが多様化したしまして介護保険等の導入に伴いましてですね、非常に事務量も膨大化してまいりまして、今まで保健福祉課といってですね一つの課でやっていた分ですけども、ここにきてやっぱりもの凄い事務量になってまいりましてですね、住民サービスも徹底するためにはやっぱり課をもう一つ増やして設置したらどうかというよう

なことですね、現在では保健衛生課と福祉課、二つの課を設置いたしまして専門的に福祉課のほうでそういった福祉業務を担当しているわけでございますけれども、やっぱり3万人以上の規模になりますとですね、こうした福祉事務所の存在というのは非常に大きな意義を含むものではなからうか。そういう気がしてなりません。そういった面におきましてはやっぱり市制のほうがいいんじゃないかならうか。そういったことで意見を一致してきた経緯もございます。

それからこの前、うちの収入役さんのほうから事務局サイドのほうに類似……。牛深市だったですか。この前ここに例として挙げられましたけども、その地方交付税というのは約17億の開きがあると。そういった根拠がどこにあるのか、実は事務局サイドのほうで調査してほしいというような意見が出ていたようでございます。そういった面からもちょっとその調査結果がございましたら分かりやすく説明かたをいただきたいと思っております。いかがですか。

会長（河崎敦夫） 事務局よろしゅうございますか。

事務局次長（大塚） 前回の協議会で質問がございました件につきましては、各幹事さんを通して資料にまとめましてお配りしたところであるかと思っております。今ご質問のありました市と町の交付税額等の違いにつきましてですけれども、交付税そのものの積算を市と町と全く同じ条件で積算をいたしますと全く変わりません。市と町4町村の同じ条件で計算した場合ですね、交付税そのものはやはり同じになるということです。ただそのあたりに当然福祉事務所関係等につきましては、その分は加算されていくということでございます。

ただ実際に他の市町村、他の同じような人口規模の市と町を比較した場合には、どこの市と町を比較してもやはり市のほうが財政的には大きいようでございます。これは恐らく今までのいろんなサービス業の経緯があると思っておりますけども、いろいろなその基礎数値とか実際のサービスをやっている量の違いとか、そういった差があってそういう違いが出てきたのだというふうに考えております。交付税そのものは同じ条件で、全く同じ条件で積算すれば全く同じような形になるということでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） はい。

阿蘇町（松村勝美君） 今の説明で僕は納得いかんわけですけども、ここにこの前のですね交付税の関係のですね調査資料がついております。山鹿市と益城地区、西合志、水俣、植木がついております、実は先程ですね振興局長から話がありましたように、国民がですね同じ平等なら取扱いを受けてですねやるために交付税措置があるんだという話がありましたけれども、これは人口の町村のですね大小に関わらずですね、一国民がですね受けるものについては行政でなかなかなんいかんというふうに私達は考えておるわけですが、こういつた中ですねこれは面積とか財政力指数は違うと思っておりますけども、いわゆる山鹿市がですね3万2,944人。ここに書いてありますように益城町が3万2,160人のですね、だいたい人口に対しましてですね、これは7ページに書いてありますけども、交付税がですね山鹿市が46億、これは普通交付税です。普通交付税が46億。益城町が28億ということで、ここを見てもですね18億違う。同じ人口でありながらですね、そこでやはり市と町村についてはですね、単位費用なり補正係数が違うんじゃないかということはこの間答弁したわけですが、全く同じことであれば同じ人口で面積の大小はあるにしてもですね、だいたい同じ金額でなかなかなんいかんというふうに、普通交付税の場合思うわけですね。それでですね、それはそれでいいんですが、ただ四つの町村がですね合併して今74億、合併前のですね、この地方交付税が74億8,000万、74億8,620万円町村でございます。これはあくまでも今4町村がですね、それだけ算定を受けてですね、それぞれ独立した町村で算定を受けてですねプラスしたものが74億になっておるわけですね。ところが合併しなはるとですね、これが3万1,000人になります。4町村がですね。その場合に74億というのは10年後には払えんわけですね。合併から10年間は同じ交付税をあげましようというようなことに確か法はなっておったと思っております、その後は5年間でですね交付税を減額していくということになっております。そ

うなりますとですね、合併した15年後にはですね3万1,000人の町村になってですね、3万1,000人の市によって交付税が算定されてくるというように思います。そうなりますとですね、ここは非常に重要なことになると思います。やっぱ3万1,000人の益城町がですね、約28億に對しまして3万2,000人の山鹿市がですね46億の交付税がきておるといふようなこととなりますと、市とですね町村の交付税のあり方というものが非常にやっぱ変わるわけですね。そうなりますと当面15年間はですね、現状の74億の交付税がきますので、これは何とかですね、合併した町村で将来のより良い町づくりが出来ると思いますが、やはり要はですね15年先、15年先についてはですね、これは現状の町村と現状の市の形で構成されるということとなりますと、かなりの市と町村で合併がでてくるんじゃないかということをお心配してお尋ねしたわけでございます。

従ってそこらあたりが全く係数も補正係数も分からないということであれば別ですけども、そういったことがやっぱ市制にしたがいいのか、町制にしたがいいのかでですね、大きなポイントになると思います。従ってこれはどがん合併をしてもですね、財源が伴わないとより良い町づくりというのはいけないわけですからですね、そこらあたりを厳密に次の合併委員会の時にお話してほしいとこの前私は申し上げたわけですよ。これは一目瞭然皆さんのお手元の7ページにありますのを見ていただくとですね、市と町村と随分交付税が違ふんです。従ってここが大きな問題として捕らえていかんといかんもんですからですね、従ってそこらあたりを今大塚次長がお話されたような形でですね、いいのかどうかですね、これはどうもすっきりしない点があるんですよ。で、4町村が受け持っている74億についてはこれは分かります。一つ一つの町村の交付税をですね、ある程度積み上げてプラスしたものですからこれは分かりますが、これは74億、15年先もくるわけがないわけでしょう。

一の宮町(宮崎昭光君) ちょっと待って下さい。これの7ページですか。

阿蘇町(松村勝美君) 参考資料がついてます。すいません。追加資料。

事務局次長(大塚) すいません。今おっしゃっていただいている資料が幹事さんから追加資料でお配りしたという資料でございます。追加資料のですね。

阿蘇町(松村勝美君) 追加資料の7ページにですね市と町村の交付税の違いが載っているんですよ。だけん人口的に県のほうで対比されるよう作っていただいて、山鹿市、益城、菊池、西合志、水俣、植木と載っています。これで見れば普通交付税がやっぱ数字が全部違ふんです。数十億違います。

会長(河崎敦夫) 追加資料、分かりましたか。あわてて説明は、説明というか演説はよかろう。もう一回やり直しますか。事務局、今の阿蘇町の説明に対して。

阿蘇町(松村勝美君) 私が申し上げたいのはですね、4町村が合併してですね、3万1,000人の市になった場合にですね、通常の市の今の交付税算入で考えた場合にですね、だいたいどれ位になるのかと。町村で交付税を算入した場合にどれ位になるのかという数字が実はですねほしかったんですが、それは今おっしゃるようにならぬ形でそれはなるとかというのがもう分からないとおっしゃるもんですからこれは出来ないと思いますが、これは差ちいうのは歴然としているんですね。従ってそこらあたりをある程度市にするか、町にするかという基本的なやっぱ話をする段階ではある程度必要じゃないかというふうには思ったもんですから、この前課長とお話をしているんですけども、それがどうしても4町村が合併した場合の市の場合の交付税の関係と町の場合の交付税関係が福祉事務所の設置だけで本当にそれぐらいしかかわらんのかと。この部分がはっきりしていただければいいと思うんですけども、どうもそうじゃないみたいなんです。この数字からいきますと。

会長(河崎敦夫) 前回この市の場合と町の場合の比較検討してメリット、デメリットを出しなさいということで委員会では結論がでたようでございますが、その結果が変わらないということに、今事務局なっておりますが、事務局変わらないのかな。

事務局次長(大塚) 交付税のですね積算表をつきあわせをして見てみたんですけども、

先程言いましたとおりですね、同じ条件で積算性はやはり変わりません。ただ、福祉事務所の部分の1億2,000万程度という話をしておりますけども、それと福祉関係で若干その件数の関係で7,000万程度。1億9,000万程度が4町村の場合は、その後はそういうような形になりますけども、実際にここに各町村の比較表でおっしゃったようにですね、数字が非常に違います。数字も違いますし、人口じゃなくて職員数が非常に違います。ちょっとご覧になっていただきたいと思いますが、先程の7ページの表の一番上のほうですけども、普通会計の職員数をあげておりますけども、市と町ですけれどもかなりの職員数の開きがあります。これは結局職員数の違いというのが、やっている業務の量の違いというのに関わってきます。ですからそれはいろいろサービス等をやっているその分が財政に跳ね返ってきているということであると思います。ちなみに中部4町村が職員数でいきますと単純に一般会計の普通会計の職員数で443人ということになっております。これは13年の4月1日現在で出しておりますけども、同じような人口規模の市をご覧になっていただきたいと思いますが、水俣市の場合で普通会計で317人、ここに100人程度の開きがございます。単純に一概に比較はできませんし、面積が阿蘇中部4町村がかなり大きくなりますので単純に一概に比較はできませんけども、先程の交付税等の減になるんじゃないかという話もありましたけども、そういった合併による合理化の効果の一つとして、そういった職員数をある程度合理的に使うことによって絞り込まれるというようなメリットがございます。実際によその市と比較しますと、こういった形である程度絞りをかけたような状況になっているところがございます。先程言いましたように市と町で比較しますと、かなり職員数に開きが、それぞれの職員数にかなり開きがあるようでございます。

会長（河崎敦夫） はい。

阿蘇町（松村勝美君） ちょっとくどいようですが、よくちょっと分からんとですけども、じゃあ裏を返せばですね、市の場合は住民に対しての行政サービスがより細かにできるんだというようなことになりますか。そうなりますと、職員を多く置いてですね住民サービスをすることによりまして市の交付税が高いだというふうにおっしゃったわけですから、そういうふうになるというふうには受け取っていいわけですか。はっきりして下さい。

事務局次長（大塚） もともと市制施行の時に例えば5万人で市になったとか4万人で市になったというような形がございますけども、その時点からだんだん人口が減ってきてこの3万人規模になってきているという状況があると思います。町の場合には例えばある都市の周辺部とか何とかでもともと人口が少なかったのが増えていって3万人規模になったというような状況もあるかと思えます。そういった状況の中で同じ人口規模で同じサービスをやるといようなことで調整が進んでくればですね同じ条件になったのかもしれないけども、そこがやはり今までのサービスの経緯でこういった差が出ているんじゃないかというように、これはあくまで推測ですけど、そういったことじゃないかというふうに考えております。

会長（河崎敦夫） よろしいですか。

阿蘇町（松村勝美君） 4町村が74億7,620万、今きてますね。4カ町村のやつをプラスすれば12年度で74億6,000円、74億8,620万、今交付税がきています。これが3万1,000人の規模で町村合併をした場合にこれだけの交付税がほしい、算入されますか？15年後。15年後は段階的に縮小されてくるんじゃないですか。そうでしょう。

（事務局次長大塚「おっしゃるとおりです」と自席より発言あり）

阿蘇町（松村勝美君） そうでしょう。これがこのままくればですね、これは水俣市と比較してもいいんですけども、これはこのままこないですね、15年後は、段階的に下げられていくんです。それで私は言っているんです。で、3万1,000人規模のこの4町村のこの交付税がですね、だいたいこれからいきますとですね、益城なみに仮になったとしてですね、28億程度になるんです。地方交付税。それを言っているんですよ。これはどんなに議論しても、水かけ論ですから議論してもつまらんとしますが、そういうことで非常に重要な問題

です。前からお話しておるんですけども。

会長（河崎敦夫） 今の件につきまして所詮は市にするか、町にするかから端を発したことでございますが、交付税の問題。波野さんどうぞ。

波野村（水野日出男君） 波野の水野でございます。実はただ今この交付税の件について、市と町比較の差が論じられていると思いますが、私もそのへんのところ数字的には詳しくはないんですが、私の調べたところによるとですね、総務省の中に合併ホームページに。その中に市として町としてですね4カ町村の名前を入れる時に、その交付税の金額は瞬時にして出てくるというようなことを私は何かの本で調査したんですが、事務局あたりはそのへんのところでもう明確に分かっているんじゃないですか。

事務局次長（大塚） 15年後に4町村合わせた時に交付税額がいくらになるかというお話だと思えますけども、明確な計算まではしておりません。はっきり言いましてですね。結局算定外の関係で、算定外では10年間は今の4町村のやつで保証されて、それから5年間に下がっていくということで、15年後には交付税そのものが今の4町村のそれぞれで計算した分よりも下がるということは間違いございません。ただ正確にいくらかということまではまだ計算しておりません。

波野村（水野日出男君） 波野村の水野です。ただ今のあれについてでございますが、それは事務局のおっしゃることは15年後のことをおっしゃっているようですが、私は合併した、合併をする直前のどの町村とどの町村がこの名前を、町村名を入れるわけですよ。交付税の中に。すると瞬時にして出てくると。その場合はですね、合併後ではないですよ。もちろん合併する前にして波野、産山、阿蘇町、一の宮が合併した時のことを記入させるわけです。その時に交付税はどれだけだというのが瞬時にして出てくるようになってるはずですよ。それからそれが10年継続されて、10年後はもちろんさっきおっしゃったように少しずつ減額されていくような形にはなっています。ですから合併した時にそれぞれの交付税が支給されるかというやつが私たちは一番、市の場合と町の場合で要求しているわけですから。そのへんのところどうなってる。

事務局次長（大塚） これちょっともう一度正確に確認してみないといけないと思うんですけども、国のホームページの方にですね、合併に伴って合併特例債のですね、額がいくらになるかという積算の積算表があったと思います。それはあくまで4町村が合併したことによってその特例債として上限がいくらまでつかえるのかとか、あるいは合併のメリットとして国の補助金等がいくらあるのかというのを出す表は私も確認をしております。水野委員さんのおっしゃったのがそのことであればですね、その積算は前回お配りしましたこの資料の中にですね、合併特例関係の事業の中に阿蘇中部4町村ということで数字を全部入れております。ちょっとそれももう一度ホームページを確認しないといけないんですけども、市の交付税そのものがいくらになるかというのは通常の今までの事務感覚でいきますと、今4町村で積算したそれぞれの積算のやり方がそのまま算定外ということでそのまま引き継ぐんだというような感覚であります。特例債の計算でありましたら、今資料についているとおりでございます。

会長（河崎敦夫） はい。

阿蘇町（松村勝美君） しつこいようですが、そういうことで算定のほうが分からないということであればですね、それは仕方ないと思いますけども、いずれにしても市とやっば町村の場合のこの地方交付税なり、特に特別交付税の開きがあるんですけども、そういった面でいきますとですね、それぞれの市でも諸事情があろうしですね、サービスも町村に比べますと住民あたりのサービスも非常に素晴らしいものがあると思いますけども、ただ一つこれだけはまた事務局のほうでも後で確認をしていただきたいと思いますけども、町においても市なみの行政サービスをすれば、交付税が、これだけの交付税が算定していただけるのかどうかですね。これはあとでもいいですので、一応ご確認願ってですね、しとかんといかんとやな

いかなというような気がするんですね。これはあくまでも行政サービスがかなり市が行き届いたにしてもかなりの開きがあるものですから。特に特別交付税に至ってはですね、これは益城町あたりは特別交付税がですね1億7,000万しか来ていないのに山鹿市は2億8,000万きてるんです。どんなに特殊事情があったにしてもあんまり開きがあるものですからですね、そこらあたりが町村の場合は県が算定をされる。特別交付税ですね。すと市の場合は国が算定をされるということですので、なんで私がしつこく聞くかということですね、自民主導のこういった町村合併のいわゆる調査会かなんかは分かりませんが、その人達が平成17年の3月までにですね、特例の人口3万人で市になるんだということですね、やっぱり政府に働きかけておるといのが何を意図しておるのかちいうのがですね、非常に重要な問題になるものですから、やっぱり市にしたほうがこういった面で有利になりますよということを含めてですね、やっぱりわざわざ一年延ばしてですよ3万人のですね、特例をつくっておられるんじゃないかなというふうなことを自分なりに考えたりしたものですからですね、従ってこの前からしつこくお聞きしたわけなんです。で、いずれにしてもかなり数字が違うものですからですね、そこらあたりは行政サービスもある程度以上の行政サービスというのはできんと思いますので、そこらあたりももう一回ですね、えらいご面倒ですが、ご確認をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長(河崎敦夫) どうぞ。

阿蘇町(家入澄雄君) 阿蘇町の家入でございます。今うちの収入役が良かったですようにですね、やっぱりこの前案が国の3,600位の市町村を1,800位に一応少なくするという案はですね、やっぱり市制をとればそれだけメリットがありますよという観点からすると私はちょっとあのですね。それとですね、市にした場合に福祉事務所の設置に1億9,000万ぐらいの交付税がくるということでありますと阿蘇町と阿蘇4カ町村の場合はですね、他の3町村も同じようにですね、合併した場合はやっぱり人口がパッと集まっておる市町村じゃないんですね。やっぱり面積が広い市町村との合併ですから、福祉制度というのは非常に重要視されてくるんじゃないかと思ひます。特に阿蘇、この4カ町村の場合はもう4人に一人が老人という25パーセント以上が老人になってくるんじゃないですか。もう30パーセント近くになってくる。合併当初はですね。そうなりますとやっぱり福祉制度というのは充実しなければならぬ。その為には福祉事務所がやっぱりあの先程言ひました介護保険問題とかいろいろな問題においては、福祉事務所が非常に大事になってくるんじゃないかと。それがなければ自分達の各町村でですね、大変な苦勞を重ねながらやっぱり今まで以上の福祉制度に携わらなければならぬ。そういう市制をとった場合には福祉事務所におんぶにだっこじゃないですが、ある程度福祉事務所のほうで介護保険問題とかいろいろの老人も福祉の問題とか、その職員がやっぱり専門職がつかますから大変いい意味の福祉活動ができるんじゃないかということでは私は市制をとった方がいいと町のほうで話し合ったわけでございます。どうぞ、それを考慮に入れてですね、今日の討議に参考になるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長(河崎敦夫) ちょっとお諮りいたしますが、事務局、前回にこの市と町の場合のメリット、デメリットを比較検討しなさいということで、今日はその大差ないということの結論ですかね。事務局、調査の結果は。

事務局次長(大塚) 今委員さんがおっしゃいました福祉事務所の設置の分はですね、やはり市のメリットだと思ひます。このことは住民の方にとってはですね、もう確実にメリットになるかと思ひます。先程交付税の積算等につきましてはですね、事務局が調べた段階では大差ないということで、ただ、福祉事務所その他の福祉関係で1億9千万、2億程度の交付税がくるということはもう調べた限りでは間違いありません。

会長(河崎敦夫) 町制を主張される方々でこのメリット、デメリットの中で福祉事務所、将来の合併町村の重荷になるという意見もあったわけですね。その点について何か。

波野村(大塚國勝君) 波野の大塚です。前の時にもお願ひしたようにメリット、デメリ

ットが両方とも市制がいいということであれば反対するものではないということをお話したと思います。問題は先程会長さんからもお話がありましたように、デメリット部分がどうなのか、メリット部分がどうなのか、本当資料がほしいということもこの前少しお願いしてきたところですが、私共はその確たる資料というものを持ち合わせておりませんものですから、なかなかそこへんのところの返事がしがたいというところがあります。やはり名実ともです、メリットばかりであれば市制がそれは名前も市のほうがいいわけですし、そしてなおかつサービス等においても市のほうがいいということであれば私共もそれを反対するというものではないというふうに思います。ですからそのへんのところはやはり納得の上ですること一番この会議のいいところであると思いますので、納得いけるような資料がほしいというふうに私は思います。

会長（河崎敦夫） ちょっとお諮りいたします。10分休憩でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 10分ほど休憩させていただきます。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

会長（河崎敦夫） 合併の期日、そして市制をとるか町制をとるかということで議論が交わされておるようでございます。これだけ市制の場合、町制の場合の交付税、交付金の取扱い歳入出について、いろいろ議論があつておる状況でございますが、もうだいたい交付金その他については話は出尽くしたから一応これで終わらせていただきたいと思います。町制を主張されております波野さん、産山さん、はいどうぞ。波野さんが先。

波野村（後藤新一君） いろいろ論議されておりますけども、波野村としてはですね、一応町制でということになつておるわけでございます。しかしこれもですね、やはり先程言ったように参考資料がやっぱり必要である。私共ももらった参考資料の中で町村のそういう点等だけであって、先程言われたような数字があまり落ちてないんですが、これは第4回、第5回の時の資料です。ですからそのへんぐらいにして市制施行によつてのメリットとかデメリットとか出ております。もちろんこれは福祉の問題については重要なこれからの課題でありますけれども、これも当然考えなければいけません。私共は市になつても町になつてもやはり福祉というのは優先しなければならない。しかしその次がどうなるのかということ私共はいつも課題に思っているわけですが、こうした阿蘇地域は農村地域です。ですから農村であればですね、やっぱり農業どうするのかということを考えるわけです。市になつたからどうなる。町になつたからどうなる。もちろんこれは農業を主体とした考え方で市制、あるいは町制になつても考えられると思いますが、そのへんをやっぱり十分頭に置いた上で今後検討してもらいたい。現在の場合はこの福祉関係のやつを言っているわけでございますが、先程言ったように交付税とかいろんなことですね、交付税算定基礎というのがそれぞれ違うわけですが、これは現在の普通交付税においてはですね、これはどこの町村でも変わらないですね。算定基礎となるものについては、ところが特別交付税はまた違います。これはその町村によつての事業の制度とかいろんな災害とかいろいろ出てきますが、そうしたものが算出になると思いますので、いずれにしましてもそうした見通しですね、本当に市の場合どうなるか、町の場合こうなるというはっきりしたですね、資料をですね、もう一度書類が出れば私共は判断ができるわけです。現在の段階はこういったその福祉関係だけの分野に議論されておりますけれども、その他は何なのかということですね、やはり皆さんが十分認識できるような資料がなければ私共は結論が出ないと。私共は賛成できないと。現在の状態では、今日の段階では賛成できませんということですから、その点そのへんは事務局があるんですから事務局のほうで何とかそのへんはですね、納得いくような誰が見てもこれは市がいいんだと、町がいいんだと、その資料があれば私共は判断できるわけです。それで常々我々

はこういう事務に携わっているわけではないですけん。そのへんを一つ、是非一つ出してもらいたい。そして今日はこの段階で私は取り組ましてもらって、次の段階で私は決めたい、私共もそういった資料があれば持ち帰って、それを協議してどちらかに決めたいというふうに思いますので、余り長くならないほうがいいかと思えますけどもそういうことです。

会長（河崎敦夫） では産山村。

産山村（井 正吾君） 先程からいろいろなご意見が出ておるようでございます。波野の委員長からのお話でございますけども、私共常にそういうことを懸念、心配いたしておるわけでございます。もう少しはっきりした何が見えてこないか、どうしても前向きには進めないという感じは率直に言って持っておるわけでございます。ただここで申し上げておきたいのは、一の宮さん、阿蘇町さんが協議案の2号のaを採択される。それが平成16年の3月の31日までにやれるようにという市制方針でございますが、我々がこの合併の問題が浮上してまいりました、また当初から確実に早く設立設置をしないと、そのなんに間に合わないというようなことで気がせっておった記憶がございます。また現在そうでございますが、平成16年の3月の31日までに市制にこぎつけるというようなことは、私どう考えても町制、協議の中で難しいんじゃないかというようなことを考えております。私共協議の中で非常に重要視しております。果たしてそれがいけるのかというようなことでございますので、産山としてはこの問題については一応国の方針によってその如何によっては市であろうと、町であろうと妥協説得しましょうというようなことを申し上げたわけでございます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） 今まで長くかかりました。波野さんにおいては町制を主体にしていくと。ただし今後また協議すべきことは協議していくということでございます。それから産山さんについてはこの協議第2号の案につきましては、ただし今の井さんの話ではcではございますが、国の動向次第ではd案でも構わないというような。

産山村（井 正吾君） いいえ。原則としてはc案でございますけども、その中で国が規模をですな3万人超すを特例とするならですな、17年の3月まで延長された場合は、市でも町でも問わないというような考え方だと。あくまでも町制でなければいけないということは言っておりません。国の動向を見よってもう少し検討すべき。

会長（河崎敦夫） 分かりました。それぞれ一の宮さん、阿蘇町については16年の市制施行を目指すということでございます。波野さんについては17年の町制を目指す。産山さんについては17年の町制を目指すものの、国の動向を踏まえながら市制でも構わないと。国の動向というのは一連の可能性を含めた。

しかし現時点で今日はですね、それぞれ真剣にご討議いただきましたけれども結論が出ないということの判断を私しました。従いまして次回に繰り越し、持ち越し、再持ち越ししたいと思いますですがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあ、そのようにいきます。はい。

産山村（井 正明君） 今うちの委員長から産山の決定事項を申し上げましたとおりでございますが、我々のほうでは市、町制という結論を出した経緯はですね、やはりそれまでに様々な議論がされました。やはり前回私が申し上げましたように、市と町では経費がかなり違うんだと。市長とか市議員とか課長が部長になることによって、報酬、また給料等もかなりアップすることによって住民の持つ意識というものが大変重要であるし、心配されますので余りこれを報酬をアップすることにはあまり同意できないという考えのもとに町制を望んだんでありますが、我々としては一の宮さん、阿蘇町さんといつまでも平行線を辿っておってもなかなか合併問題進まないということで、結論としては16年3月までには事務かたが絶対作業が間に合わないという感じがいたしまして、やはり17年までかかるんだという前提のもとに17年の市制、もうそれしかなかったわけですから、c案を選択したわけです。

そして17年まで国のほうで制度が変わり3万人で17年まで合併すれば市でもいいということになればですね、我々も市、町を問わずどちらでも選択できるという結論を出したわけでございます。これは我々も妥協しないとやっぱりこの任意協議会は前に進まないものですから、妥協点としてこのような結論を出したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

会長（河崎敦夫）16年に目指しても、事務かたの事務室の進め方が間に合わないんじゃないかという心配があった訳ですね。だからそこへんのところを煮詰めてですね、やはり次回に繰り越すと、持ち越しということで、ご提案申し上げたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫）よろしゅうございますか。それでは協議第2号の合併の期日あるいは市制をとるか、町制をとるかについては次回持ち越しということに決定しました。ありがとうございました。

波野村（水野日出男君）波野村の水野です。ただ持ち越しということではなくてですね、持ち越したとしても判断する資料なんですよ、必要なのは。

会長（河崎敦夫）資料の中で判断メリット、デメリットの中で交付金の問題でちょっと意見が食い違いましたけども、これは権威ある県の執行の職員さんの事務局のスタッフもおるわけでございますから、大差ないということが十分に大変な重大な発言だったと思っております。我々は県執行の職員の調査を事務局を信頼しながら詰めていかなければならない。ただし一番考え材料の中にある超高齢化が進む中での老人福祉問題をどう取り組んでいくかということであり、市としても何ですか、社会福祉事務所等々の設置、それに対しては国、県の1億9,000万か、1億2,000万の交付金でまかなえるかどうか、そのへんのところを含めてですね、おっしゃるとおりやはり事務局の準備、完璧な準備をしていただきたいと思っております。そういうことで次回持ち越しということにしたいと思っております。そういうことでよろしゅうございますか。

一の宮町（宮崎昭光君）一の宮の宮崎でございますが、市制のメリット、デメリットですね、その参考資料が各町村に渡っておると思っております。今日何回もこれにつままして波野のほうからもう少し具体的な資料を出せという、事務局に出せというお話でございますけども、事務局のほうに質問しておりますけど、これ以外に今のところ市町村の行政内容はほとんどござります。ただ市制施行の場合はさっきから何回も話がありますように、福祉事務所の設置ですね、これ以外は余り変わらないというような説明がありついている。これ以上の説明の資料の準備が事務局としてできるかということをお願いいたします。それからですね事務が16年には間に合わないんじゃないかといった質問が出ております。この問題は私共も最初市制施行といったものを決める場合にですね十分詰めております。事務局に質問しております。事務局としてはどういったスケジュール等を組んでやっていきよるとかと。これは事務局の体制はあくまでも今の市制施行16年の3月31日を目指してですね、事務体制は進ませようといった答えが返っております。このあたりの確認をですね、事務局のほうにこの場でしてもろうとかと次回までまた持ち越すのはまたおかしくなる。その意見をですね、説明していただきたいと思っております。

会長（河崎敦夫）事務局。こちらの波野さんの話を含めてお願いします。

事務局次長（大塚）資料としましては先程会長の方からちょっとお話がありましたけれども、金目の話からいきますとですね、今の段階ではその1億2,000万の福祉事務所の関係がその分交付税が増えますよと。当然それは必置になりますので、当然運営費でまかなわなければいけないということになりますけれども、山鹿あたりの例をちょっと参考にしましたけれども、その交付税でまかなえるようでございます。福祉事務所に関してはですね、そういう判断をしております。それ以上の経費云々については今ちょっと出せるものはございま

せん。それと資料につきましてはこの間質問がありましたことにつきましては、一応お配りしましたこの冊子の中に書き込んだつもりでございます。これは幹事さんを通して各議員さんの方には配布されているんじゃないかと思えますけども、全体的にこういったお尋ねがあったということも含めまして、それに対する回答、事務局の回答案というのも一応つけてですね、関係資料もつけてお配りしたと思えます。今の段階では事務局としましては、例えば具体的に何が欲しいんだという話があればですね検討したいと思えますけども、これ以上の資料は今のところ出せない状況でございます。何かこう具体的に何が必要かというお話があればですね、考えたいと思えますけども。

会長（河崎敦夫） 波野さん。

一の宮町（宮崎昭光君） それともう一点ね。事務の進め方を。

事務局次長（大塚） すいません。事務の進め方ですけども、スケジュール的には各委員さんが心配されますようになりかなり厳しいものがございます。事務的には各町村職員を使って進めさせていただいておりますけども、今かなり大変な状況になっているところでございます。また今後事務かたのほうで、今の段階ではですね、あくまでやはり16年を目指しながら事務を進めているところでございますけども、かなり各町村には負担がかかっているところになります。今後事務かたのほうで準備しました資料をこういった協議会の場ですら提案することになっていきますけども、協議会そのものがまたかなり件数がどんどん増えてまいりますので、かなり大変になってくると思えます。スケジュールはですね、事務局としましてはとにかく今のスケジュールで一所懸命頑張っているところでありますけれども、かなり厳しい状況にはあります。よろしゅうございますでしょうか。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤ですが、資料の提出を願う内容についてはどうかということでしょう。こっちが要求するものについては、ですから今言ったようにですね、先程ちょっと言ったように資料がどうも乏しいわけですね。判断材料として非常に乏しい。というのがさっき言ったように交付税関係とかあるいは追加資料とか少々もらってますが、財政の見通しとかですね、人口の見通しとかいうようなものがこれには基礎があるはずですよ。出ると私は思います。地方交付税にしても、特交は別としましても地方交付税なんかの場合も。ある程度4町村が出せば数字が出てくると思えます。これは自分たちで計算すればできると思えますよ。財政担当ですら。そういう資料がですね、見通しがある程度目鼻がつくようなですね資料が欲しいということですよ。だからそのへんがですね、資料が乏しいから私はそう言っているわけです。ですから資料さえあればそれによって持ち帰って判断するわけです。持ち帰って判断するにしてもそういう資料がなければ我々説明ができない。我々はここに来て知らんって言っているわけではないんですよ。あくまでも町村の代表として来て言っているわけですから。そのへんを聞いてもらわんとですね私共帰ってからどうしようもないんですよ。そこで休会しても他の議員さんにしてもそうですよ。各町村の代理が来ています。もう一回帰って相談します。それをまとめます。そういうことはそういう資料がなければですね、みんな素人ばかりだから。どうも素人ばかりですよ。みんなそれなりに財政に詳しい人はおりませんよ。その中で、ですからそういう資料をぜひ提出してほしいと。それは忙しいことは分かっていますよ。分かっていますけどもできるだけ審議を早く進めなければいかんと。決めなんといいながら、なかなかそのへんが出てこないからこうなるわけです。ですから私共はそうしたもう少し内容といえ先程言ったようなことですね、数字の見通しが欲しいわけですよ。特に財政の見通しできませんか。できませんならしょうがないんですけども、今の段階ではある程度交付税の見通しなんかできはしないんですか。これは福祉関係は分かりますよ。十分。必要ということは分かりますよ。当然これは進めていかねばいかん。これは町になっても市になっても当然わたしは進めていかないかんと思えます。これは大賛成。ですけども先程も、冒頭から私も申し上げているように、財政の見通しなどいろいろな面から見てですね、どうも資料私共手元がないものだから、そういう声で町制、町制という

ことを言っておるわけです。中のことは変わりませんよ。さっきも言ったように市でも変わりませんよ。町でも変わりませんということになるわけですから、そういうことにするための資料が欲しいということをもう少し付け加えさせていただきます。以上です。

会長（河崎敦夫） これ配ってないのか。

事務局次長（大塚） それはお配りした上での話だと思います。

会長（河崎敦夫） 判断材料としてのあると思いますか。ないと思いますか。波野だけなんで配らんとか。

波野村（阿南 洋君） すいません。波野の阿南と申します。只今のうちの方のですね、資料が届いていないということで、皆さん方に変な時間を費やして大変申し訳なく思っておりますが、実は合併の特別委員会につきましては、波野村が11月28日に行っております。その時に資料は事務局のほうから出ておりますけども、議員さんには特別な日程なことがございましたので、早急にですね再度委員さん方の会議を開いていただきまして決定をさせていただきたいと思います。大変時間を費やして申し訳ありませんでした。

会長（河崎敦夫） 産山、井さん。

産山村（井 正明君） さっき申し上げましたけどちょっと誤りがあったので訂正しますが、事務局のほうに間に合わないのではないかと申し上げましたが、確かに事務局のほうも大変忙しいございまして非常に厳しい状態というご回答がございましたが、実はこの協議会で話し合う試算が出ないと、今市制か町制かでの議会にしても結論が出ない状況でございます。まだあと庁舎の位置とか第3セクターの問題とか非常に話を十分詰めなければいけない問題が発生しておりますので、そのへんを考えると16年には当然厳しいのではないかとというのが現段階でありまして、やはりそれで17年という選択をしたわけでございますが、17年を選択するために、もう市しか選択がなかったんです。しかし、国の動向を見ながら17年で市でも構わないという結論を出したということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

会長（河崎敦夫） 波野さん、産山さん、今日のこれについての結論は次回に持ち越すということに一応決まったようでございますので、協議事項の2号については次回持ち越しということになります。ありがとうございました。

会長（河崎敦夫） 次に協議第5号のこれも継続でございましたが三役及び教育長の身分の取扱いについてを議題といたします。はいどうぞ。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原でございます。さっきの3町村の案が2番でございますので、この3町村に合わせまして2に訂正をしたいと思います。

会長（河崎敦夫） それでは協議会2号、継続でございましたけども三役及び教育長の身分の取扱いについては案2で決定いたしました。ありがとうございました。

協議第6号 地域審議会について

会長（河崎敦夫） 協議第6号「地域審議会について」を議題といたします。笹原君。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原でございます。今、地域審議会につきましては原案どおり決定をしております。合併の日から10年間ということです。

会長（河崎敦夫） それから阿蘇町。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。この件につきましては一の宮さんと全く同意見でございまして、やっぱり合併後のいろんな諸問題、当然出てくるだろうと思っておりますので、ぜひこの地域審議会というのは必要であろうと。期間につきましてはやはり10年間程度が適当ではないかということで意見を出しております。以上でございます。

会長（河崎敦夫） ありがとうございます。産山さんお願いします。

産山村（井 正吾君） 6号でございますが、この審議会の設置については無論これは十分必要であろうというふうに考えております。ただ審議会の設置に至ってはこの協議会たる

審議会たるものの権限、そうしたものがもう少しはっきりした上でないと、なかなか審議会というものが全面に出してこないんじゃないかと。昨日のあさぎり町ですかね、あそこの上村議長さんがおっしゃったように、ただ審議会というものが三方意見の取りまとめにすぎないんじゃないかというような懸念をしておったようでございますが、そういうあり方では私は本当の審議会の意味はなさないというふうに考えております。もう少しはっきりした審議会の権限をはっきりしていただきたい。そういうふうに考えております。無論、協議会で設置することで賛成でございます。

会長（河崎敦夫） 設置については賛成ですか。

産山村（井 正吾君） はい、賛成です。

会長（河崎敦夫君） すと、期限については。

産山村（井 正吾君） 期限は一応新町建設についての合併の日から10カ年間。

会長（河崎敦夫） はいじゃあ産山、波野、阿蘇町、あ、波野さん

波野村（後藤新一君） はい、波野の後藤です。5号議案についてはですね少し審議をしました。結論は出ません。というのがですね、こういった問題よりか先にしなきゃならんがあるのではないかと、私は前波野のほうから要望しておった。その要望内容は何なのか、もういっぺん言います。まずこの合併する側においては新市町庁舎をどこに作るのかとか、あるいは選挙所が設かれれば、設けられた選挙ごとの議員の定数を何人にするのか、そのへんが必要でないでしょうかということを申し上げました。また当然これはまた後ほど出てきますが、町村の建設計画とか、あるいはスケジュールの問題もお話申し上げたと思うんですが、非常にそうした基本的なものを出して結論を出さなければ、小さなことは、小さいということおかしいですが、こうした項目については入っていかれないのじゃないかということをお願いしたわけでございます。従ってこういう問題が出らない以上、我々も、私は特別委員会のことを私は知っているわけです。波野村全体の意見じゃなくして、特別委員会、議会特別委員会の意見としてですね、どうしてもそのへんが前向きに出て審議をして決定されなければ他の項目にいくのはちょっとどうかなということで、結論的には6号以下、あまり審議をしておらないという。ですからそういうことで終わります。

会長（河崎敦夫） 3カ町村は設置、そして10年間。ただし波野さんについては時期尚早ということではよろしゅうございますか。まだ、波野さんのお話ではこういう審議会の前に決定すべきことがあるんじゃないかということですから、正直なところ、いつでもきるわけですな、これは。合併じゃなくて。私見を交えて大変恐縮でございますが、この件についてはそれでは持ち越しでよろしゅうございますか。みな持ち越し持ち越しで17年の期限が切れたら問題。一の宮、産山、波野さん継続ということではよろしゅうございますね。そのように次回まで継続します。はい。

阿蘇町（松村勝美君） 阿蘇町の松村ですけど、この地域審議会ですね、地域審議会、一応案では阿蘇町も一の宮もこの案でOKなんですけど、ただ一番問題はですね、この4町村の合併の新町計画。新しい計画はこの任意協議会、法定協議会で作ると思いますけども、その作ったやつについては地域でアンケート調査するなり、あるいはそれぞれの地域に入っていてですね、住民等の交歓会をするなり、こういったことでですね代用し、地域のそういった方々についての意見はですね新町計画に反映させるんだというようなことでございますが、審議会あたりを新しい町に、市になってから作るということでしょう。合併協議会、法定の合併協議会ができた段階で作らないんですね。合併後の審議会ですから。新町計画、新しい町の計画を作れますですね。この関係のいわゆる啓発なりいろいろ意見徴収というのはどういう形で進めていくわけですかね。

事務局次長（大塚） 新市町の建設づくりは前回ちょっとご説明しましたけれども、12月、1月あたりに住民アンケートをとったりとか、あるいは住民等の懇談の場を設けたりしながらですね進めていきたいと考えております。地域審議会につきましてはですね、今委員さん

がおっしゃったように新市町の新しい町での機関になりますので、その新しい町の機関の具体的な中身についてを合併関係施設の今の段階で協議をして、そして実際の席は新しい町ということになります。先程言いましたように新市町の建設計画とかそういったものはですね、これからこういった協議会の場とかあるいは住民のアンケートを取ったりとか、事務の方に意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

会長（河崎敦夫） それでは、地域審議会の設置については繰り越しにします。

協議第7号 テレワークセンターの取り扱いについて

協議第8号 第3セクターの取り扱いについて

協議第9号 電算システム事業の取り扱いについて

会長（河崎敦夫） それでは協議第7号のテレワークセンターの取扱い。それから協議第8号、協議第9号と一緒に協議してください。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原でございます。7、8、9につきましては、調整案どおり決定をしております。

会長（河崎敦夫） はい阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。同じく7、8、9原案どおりでございまして決定をいたしております。ただ第3セクターでございますけれども、できましたら経営状況、収支状況等を協議会なりに示して欲しいというような意見がございます。以上です。

会長（河崎敦夫） 次、産山。

産山村（井 正吾君） 7号につきましては原案どおりでございます。8号、第3セクターの取扱いにつきましては、村といたしましては第3セクターは有限会社と株式会社の二つで運営されております。それぞれ株主、出資者がいるわけでございますので、こちらのほうとの意見の調整も必要でございますし、また関係町村の財務状況ともお示しいただいての協議を進めていきたいと考えております。9号の電算システム事業の取扱いについては原案どおりでございます。

会長（河崎敦夫） 波野さん。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。先程申し上げましたようにですね、6号以下9号まで全く審議をしておりませんということをお先程申し上げました。というのが先程言ったような、これ以前にやるべきことがありますよということでご指摘をしたわけですが、そういうことです。内容的なものはここの意見をまとめてはきておりませんのでよろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） 協議6号、7号、8号、9号ともにまだ4町村の明解な一致が出ていないということで今日の結論出してよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それではこの協議第6号、7号、8号、9号については次回また繰り越し。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、そういうことでこの審議はいろいろ持ち越しもございました。継続もございました。以上で終わりたいと思いますが、次の提案事項について事務局からの説明をお願いします。

議題（2）提案事項 国民健康保険の取り扱いについて
病院、診療所（直営）の取り扱いについて
新市（町）の事務所設置の方式について

事務局次長（大塚） それでは本日の提案事項についてご説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページ目からになります。1ページ目でございます。国民健康保険事業の取り扱いについてということで、これは調整項目の1項目になっているものをすべてまとめたものでございます。ですから1ページ目から14ページ目までが国民健康保険事業の取り扱いについてということになります。

それと病院、診療所の取り扱いにつきましては、資料の15ページ目から22ページ目までになるところでございます。

そしてそのあとの新市町の事務所設置の方式についてというのが資料の23ページ目以降になります。この3つの項目で構成されております。

資料の1ページ目は今の各町村の現状を書いたものでございます。

資料の2ページ目が調整案が入っておりますけれども、その前にまず始めに資料の3ページ目をご覧ください。3ページ目の網掛けの部分に、国民健康保険税の算定ということで一人あたりの年税額というのが書いてあります。で、その網掛けの部分の一人あたりの年税額の計75,367円、73,938円、51,785円、64,539円。このそれぞれ書いてありますのが各町村で平成13年度の一人あたりの平均というような形で出しておるものでございます。これを13年の資料をもとに4町村で合計しますと、一人あたりの年税額が72,323円ということになります。例えば産山村さんと4町村合計の平均の数値と比較しますと2万円程度違いがございます。今、産山村さんのほうが負担額がそれだけ低いということになっております。これは当然病院関係の実績に応じてこの負担割合が変わってまいりますので、そういったものがあって今低くなっている状況でございます。単純にこの計算で4町村が一緒になった時に4町村合計の数字に合わせてしまいますと、例えば阿蘇町とか一の宮さんあたりは若干一人あたり減額になるような形になりますが、産山村さんあたりはかなり上がってしまうことになります。それで2ページ目に戻っていただきたいと思っておりますけれども、課税方式は4町村とも4方式でございますけれども、その税率が4町村で異なります。で、この4町村の税率の異なりにつきましては合併時には不均一課税でこれ合併特例法に定められたものでございますけれども不均一課税で対応しながら5年間の間にその調整を行っていけないかというようなことを考えております。調整はそういった形で出ております。実際には先程言いましたように医療費のその年ごとの医療費の状況とか、そういったものでこの負担割合等が毎年毎年変わってくるものでございますので、この数字のとおりということではございませんけれども、合併直前の割合をそのまま不均一課税にして持ち越せないかという調整案でございます。

それとその下の納期の問題につきましては納期は10回にするということで、一番多いところに合わせているところでございます。

それと5ページ目に移っていただきたいと思っておりますけれども、5ページ目以降につきましては左の各項目ごとの現状とそして課題、問題点、それと調整案を書いているところでございます。基本的には各町村でかなり違っている分につきましては、最も有利なところに合わせるような形で調整案を変えているところであります。

7ページ目の基金保有額をちょっとご覧いただきたいと思っております。これは7ページ目の基金保有額はこの国保事業に関しまして各町村で保有している基金の枠でございます。一人あたりの基金額を比較しますと産山村さんがもっとも多く、産山村さん波野村さんは非常に金額の積立が多い状況でございます。で、下のほうに米印で基準額と書いておりますのは、これは国が要求しております基金積立額でございますので、これにつきましては各町村ともすべてオーバーしているというか、まかなっている状況でございますが、将来的には合併に伴いまして、これは基金の助成につきましてはまた別途財産の取り扱いで全て持ち寄り額をどうするのかとかいうのは協議させていただきたいと思っておりますけれども、この中のある一定の割合だけを持ち寄っていただいとというような形で調整を進めていくべきではないかということでそういった調整案になっております。基金の持ち寄り額につきましては合併後の均一課税等で歳入に消化処理した場合にはそれについてまかなえるという形の調整案でございます。

ちなみに電算関係とか通常一つの税率でいけば一つのシステムで賄えるものなんですけども、不均一課税で4つの税でいきますと、例えば電算にしましても4つの方式が一緒になるということで、そういった財源的なものが負担が出てくることは間違いございません。ただ住民の方たちの激変緩和といいますが、そういった意味合いで不均一課税でいった方がいいんじゃないかというのが調整案でございます。

それと療養費の給付につきましては8ページ目の療養の給付につきましては、これは国の決まりがございますので現行どおりでいくということでございます。高額療養費その他につきましてもそれぞれかなり問題点と調整案をつけているところでございます。

それとちょっと10ページ目をお開きいただきたいと思います。10ページ目の運営協議会の委員の数でございますけども、今現状をそこにつけてあります。その米印のところを参考でつけておりますけども非保険者数の数でいたい見ますと、各代表ごとに4名ずつくらいの人を入れているようでございますので、うちの調査としましても4名ずつということで、なお原則として旧町村よりそれぞれ一人ずつ選出するというような調整案を出しております。

11ページ以降は鍼灸券の交付それと各種健診治療とかそれぞれ書いてあるところでございます。

次に15ページ目をお開きいただきたいと思います。15ページ目は病院診療所の取扱いでございます。今現在阿蘇町に阿蘇中央病院、それと産山村、波野村にそれぞれ診療所がございます。この病院、診療所につきましては住民の健康を守るために新市町に継続すべきであるという調整案でございます。この状態で新市町のほうに継続をさせていただきたいというような調整案を出しております。

16ページ目以降はそれぞれの病院診療所の異なる取扱い等についてのお伺い点等をあげておりますけども、そういったものにつきましては合併後に新市町において調整するというようなことで調整案を出しております。

それと3番目に移りますけども、新市町の事務所設置方式ということでございます。資料のページの23ページ目をお開き下さい。資料の23ページ目、24ページ目は今現在の各町村の調査職員が配置されている施設を連ねたものでございます。施設の面積等の実態でございます。

25ページ目をお開きになっていただきたいと思いますが、これにつきましては庁舎設置の方式についてということでの参考資料をつけさせていただいております。設置の方式につきましては基本的に本庁方式、分庁方式、総合支所方式の3つの方式がございます。それでは簡単に説明させていただきます。まず概要でございますけども、本庁方式といえますのは組織・機構を1カ所に集中する方式でございます。残った庁舎につきましては窓口的な機能を持たせて支所とか出張所というような形で残す例が多いようでございます。特徴としましては本庁に全ての業務を集中することと、支所においては住民に直接関わりのある業務を行うということでございます。本庁方式の中で支所に置かざるを得なかった業務以外の業務ということで、ちょっと右側に書いてありますけども、これは本庁方式ではありませんけども、本庁のスペースの関係上、一部の組織をその他の支所に配置をしているということになります。これちょっと例に書いてありますので、例えば福祉事務所とか水道局とか教育委員会をそれぞれの支所の中に配置をするというような形の考え方です。これも本庁方式の一つの考え方です。

分庁方式といえますのは、現在ある関係町村の庁舎を分庁として各行政分野を振り分けるやり方です。ですから例えばA、B、C、Dの庁舎になりますとA庁舎の方には総務部門、企画部門、B庁舎には建設部門、農林部門というような形で同じような各部門をそれぞれの庁舎に振り分けるやり方です。

それと一番右側の総合支所方式といえますのは本庁には管理部部門や事務部門のみの簡

単なものだけを配置しまして、それ以外の現在の関係町村の行政機能をそのまま総合支所としてそれぞれの庁舎の中に残していくということです。これが総合支所方式です。

それぞれのメリット、デメリットが書いてありますけれども、本庁方式のメリットとしましては業務を集中することで事務の効率化が図られる。また住民に与える新市町誕生の印象が非常に強いんじゃないかということが考えられます。ただ、デメリットとしましては本庁に集中することでスペース等が不足するような事態になりますと、新庁舎の建設ということが考えられますのでその建設費用が必要になるということでございます。ただ庁舎の建設につきましては合併特例債が使われますので、66パーセントぐらいは交付税で措置されることとなります。合併特例債は対象には十分ございますが新庁舎建設の建設費用がかかるというのがデメリットでございます。

分庁方式といいますのは、メリットとしましては既存の施設を利用するために建設費用は改修費というので済むんじゃないかということでございます。ただ分庁方式になりますと各業務が分散するため住民にとっては非常に分かりにくいということがございます。また管理上あるいは命令系統が複雑になる。あるいは会議、決済等に不便だという行政上のデメリットが出てくるところでございます。

総合支所方式といいますのは、メリットとしましては住民にとっては最も現状に近いということで全くほとんど今の町村の庁舎と変わらないということで、そこに違和感はないということがメリットであげられております。ただしデメリットとしまして職員数が今と各町村と同程度必要であるということで合併による効果が余り期待できない。それと新市町の一体感が醸成されにくい。命令系統が複雑になり迅速な対応がとれないということがあげられております。

2番目には事務所の位置に関する法令をあげておりますけれども、この法令の中で一つ申しますけれども、第4条第2項に「前項の事務所の位置を定めまたはこれを変更するにあたっては住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適切な考慮を払わなければならない」ということが法律の中で謳ってあるのがこれでございます。その他関係法令等もそこに記載させていただいております。

その次の26ページ目以降でございますけれども、26ページ目はこれは開発研究センターが作った調査資料でございますけれども、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の具体的な事例をあげております。どういった議論でそこにそういった組織になったかというのを書いてあります。実際には分庁方式が一番多いようでございます。総合支所方式は対馬市の例がありますけれどもここは本庁の設置のための経費のところ支所方式を当面とるという形でございます。

次に28ページ目でございますけれども、28ページ目は先程の支所の設置の中で支所としてどういった業務しているかを参考に書いたものになります。非常に誠に申し訳ありませんけれども文字が小さくて見づらいかと思えます。これは本庁方式をとっております香川県讃岐市の事例ですけれども、旧役場を支所として残しております。そして各支所に総務課、福祉課、業務管理課というのを三つの組織をしております。そしてそれぞれの主な窓口の内容としましては右に書いたとおりですけれども、ほとんど住民に関係するようなものにつきましては各支所の方で対応できるような形で調整をしておるようでございます。具体的な支所の人数はこのさぬき市の場合は各支所に18人程度ずつ置いているようでございます。

それとその次の29ページ目は具体的なさぬき市の組織の配置図でございます。別途資料としてあげさせていただきました。

頭にかえていただきたいと思いますけれども提案事項の項目をご覧いただきたいと思えます。2枚目になります。資料の2枚目でございます。国民健康保険の取扱いについてということにつきましては、先程説明した中で二つのポイントを調整項目の中に書いてあります。一つは合併後の国民健康保険での税率については不均一課税を行うものとし、5年間の間に

調整をするということの一つ入れております。それと財政調整基金については合併時に適切な額を用いるというような書き方をしております。各項目を個別に各部門は書いてあるところも若干ございますけどもこういった形で書かせていただいております。それと病院診療所の取扱いにつきましては、各町村各施設の病院診療所は住民の健康を守るため新市町に引き継ぐということにしております。それと新市町の事務所設置の方式につきましては、新市町の事務所がこれは本庁方式、分庁方式、総合支所方式として三つ入れておりますけども、次回の協議会でご意見を伺いたいと考えておりますけども、この方式を基本として調整をしていくということで書いてあります。

それとなお事務所の位置につきましては合併協議会委員で構成する小委員会を設置し調査事項を付託するというので、できればその次回協議会から小委員会の設置をお願いしたいというふうに考えております。小委員会も設置していただきまして今後その事務所の場所等も含めましてですね、これにつきましては検討を進めていければと考えております。ちなみにもしできればですね、次回の協議会の時に中球磨の場合が各町村二人ずつの委員代表者を出してこの小委員会を設置してみようございますので、できれば各町村、次回の協議会の時には議会代表の方をお一人、それと学識経験者の代表の方をお一人ということで二人の委員さんをそれぞれ出していただければというふうに考えております。以上よろしくお願いたします。

会長（河崎敦夫） 次回の協議会に対する提出の説明でございました。今回、今日の協議会第6号、あるいは第7号、第8号、第9号ともに次回に持ち越すことになりました。議会は非常にいよいよ核心に迫りつつあるようでございます。特に新市町事務所設置についても、ご意見も出ておるようでございます。今日決めなかった4つの協議事項、それと合わせて3つの提案協議事項というのがございます。よろしくそれぞれの町村によってご協議いただき、協力ある結論を出していただきたいと、このように思っております。

終わりたいと思いますが、他に何か特別委員さんの中でご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

波野村（後藤新一君） すいません。波野村の後藤です。要望ですけどもここに提案事項が3点出ましたが、これ以外にですね、さっきもちょっとお願いしたところですが、選挙区が設定されればその選挙区ごとの定数はどうなるのかということをおは緊急的なものではないかなと思います。特に小さい村ですからいろいろ住民の声を反映させるためにはどうかということが考えられるわけですし、その中に波野は定数は何人ぐらいなるとじゃろうかという意見があるわけですね。みんなの声もそうだと思いますが、そのへんをもう少し取り入れて欲しいということをおここで申し述べておきます。そのへんいかがでしょう。

会長（河崎敦夫） 事務局。

事務局次長（大塚） 今のお話は今日、本日選挙区の導入を決定していただきましたけども、その具体的な中身をということでございますでしょうか。

波野村（後藤新一君） 誰しもがそういうことは考えられていないですか。考えられるんですよ。地域においては、それは当然選挙区が決まれば今日なったということですが、そういう先のことを考えますと一の宮は何人が、阿蘇町は何人が、総計で26人と定数が決まっておるけど、その26名をどう振り分けるのかということですよ。そこへんがはっきりしなければ我々も阿蘇の問題にはついちゃいけんと。審議はできないという意見が多いものですから。うちの場合は、特に、ですからそういうことを申し上げておるわけです。

会長（河崎敦夫） どうぞ。

波野村（水野日出男君） 波野村の水野です。今、委員長が発言しましたが少し補足ということではございませんが、発言したいと思っております。私はですねこの合併というのは皆さんもそう思っていると思うが、私達人間として結婚だと思っんですよ。結婚。ただし私たちの場合は、人間の場合は結婚してもそれなりの離婚の理由があれば、結婚も離婚も成

立するわけです。ところがですね、この場合は恐らく今まで 100 年においても昭和の大合併もありました。しかしその合併において離婚をしたという町村はないわけなんです。

(阿蘇町河崎敦夫「あった、あった」と自席より呼ぶ)

波野村(水野日出男君) ありますか。しかし 1 例か 2 例でしょ。

(阿蘇町河崎敦夫「議会決議はしたけれども、解散で逃げた町村がある」と自席より呼ぶ)

波野村(水野日出男君) それはまた別でしょ。ですからですね、今私が申し上げたいのは皆さんはとにかくその結婚をする上においても式の、挙式の日取りを決めておられる。そうでしょう。合併というものは、それに何年にするかということになっておるわけです。ところが本当は誰と結婚するのか本当は分かっていない。それで挙式だけを、どこの場所で結婚式を挙げますと。本当に私達決められないわけなんです。そしてこれはこの間申し上げましたが、合併は小さい自治体のですね、小規模の自治体が生き残るための合併なんです。そうなんです。ですから今度は私たちがそのへんのところがですね、こちらは先程申しましたが、議員の定数の問題、それになった時に、例えば今人口からしてですよ、低下した時に波野村の場合はですね、これは法的に申し上げた時に 1 名だというわけです。ところが今は現在 10 名おるわけですよ。それで本当に波野村というのを地域住民の声の反映ができるかと。そしてまた阿蘇という市か町かわかりませんがそのへんのところにもってきようの声のあれができますかということです。それを考えた時に例えば 1 名であったということになればですね、私たちはこの合併考えなければいかん。はっきり申し上げます。波野地区は定員 1 名しかやらないんだというような時には私たちは合併はしないと思います。ただしこれは今一度再考をする必要があるんじゃないかなという考え方であるわけです。ですからそのへんのところを早く決めなければ、結婚式としても日取りだけ決めても、じゃあ誰と結婚するかも分からんで決めますか。そうでしょ。そのへんのところを全体的に誤解しておるわけです。一番大切なのはそういうことでしょうか。誰と結婚するか分からんと、結婚式の日取りだけ決めますか。ですから私達地方の自治体が生き残っていくためにはやはり議員定数のですね、これだけの人間が必要だという私たちは私達なりにその定数の議員に対する考え方もあるわけなんです。そのへんのところがわからんわけには、事実は今していますが、合併にはその賛成できないという部分もあることだけを私たちは常に話しているわけですから、そここのところを含めた上で話していただきたいと思います。

会長(河崎敦夫) どうですか事務局。

事務局長(岩瀬) いろいろ事務局の段取りについてのご意見をいただきまして、総括してちょっとお時間をいただきたいと思いますが、まず大項目、小項目あって進み具合が間違っているんじゃないかということ、大きな問題を出さないうちに、小さな問題だけでは駄目ではないかということとございまして。これは原点に振り返ってみますと規約を設置して今から合併に向かうということでこの協議会が設置されました。事務局もそのようなつもりで一応事務局をお預かりしたと思っておりますので当然今の論理でいきますと相手方の決めたいうえでどのように進めるかというのが検討されるという組織でございまして、このような内容につきましてはいろんなことがありますけれども、出そうと思えば 800 項目があるということで各専門部会の方に調査していただいて、ここに審議いただく分はすべては無理だから、大項目的には 150 ぐらいになるけれども、合併協定項目としては 45 ぐらいをやっていたらこうということになりました。その枝葉末節についてはいろんなものがありますということです。この並びについては別に順序した訳ではありませんけれども、スケジュール表としましては一応 16 年 3 月 31 日の市制というのが一つありましたからスケジュール的にはこのようなことで進もうということにいたしました。項目審議のスケジュールにつきましては前回もご質問いただきましたので、一応専門部会の調整具合がありましてなかなか立てにくうございますけれども何とか考えますよということをお報告として幹事会までにはいたしました。ですが選挙区の内容を探しますと次回これが出ますよというのは前のものが片付かないこと

には出ませんということでした。それから本日、市を枝葉末節という項目が出てくるじゃないかと言われました。これは最初ご説明しましたように専門部会というのが6部会あります。そうしますとその6部会が抱えておるものについて、例えば総務の係と問題と建設課が抱えている問題が全て大項目ばかりが順番に出ているかということそうじゃなくて、各々の方たちはそれを消化しております。そうすると表記いただく審議事項がもう調整できましたよという順序になりまして、これは枝葉末節で大きな問題も広域ならこういうところからという論議になりますけれども、これはこれでやっていただいて片付かないと、16年3月31日に皆さんが息を合わせられた時には事務局は全くお手上げになります。それで出される項目については是非協議審議していただいて、これは否これは決ということで片付けていただきたいというのがこちらのスケジュールでございます。

それから資料が不足すると、前回は資料不足と大変言われましたので前回は11月19日でもございましたので、月末でもございましたけれども、その間に各町村で協議いただくのは大変ご心労だと思いましたが、12月6日が決まっておりますので、できるだけ資料は作成いたしました。その作成内容については皆様方が十分欲しがっておられる十分な内容ではなかったと思っておりますけれども、一応各町村にはお届けしたつもりでございます。それをもってなおかつ不足する分もあると思っておりますけれども、こちらが急いでもらっている以上は、資料提出だけは早くしなければいけないということで、あるものについてを出していただきましたが、十分でなかった分についてはお詫び申し上げたいと思っております。そのような事情がございますので、大きなものが先に出るべきじゃないかということがですね、少しばかり考えを事務局のほうにご協力をいただきたいと思っております。小さなものを審議しても変わらないとおっしゃるかもしれませんが、行き着くところが同じであれば、そこに決めておいたものが最後の大きなものをクリアすることができなくて大変申し訳ないがということになるかもしれませんが、その時はその時でまた考え方があるかと思っておりますが、この項目だけは消化しないと先に進めないというような事情がございますので、弁解がましいですけれども、全6部会が平等に仕事をし、調整項目案を作って審議の準備が出来た段階では、やっぱり審議していただかなければいけないという事情がございますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） 要は次回の協議事項の中に議員の定数を入れなさいというのが具体的なことでしょ。

事務局長（岩瀬） そのことも今の説明の中を含めたつもりですけれども、今の項目だけをいただいて見ますと、実は本日その議決をいただきました。小選挙区を設置しようということで。小選挙区制を設置しようとしていただきましたから、次回には本日の提案の3項目出ましたのでですね、提案なしにするか、ぜひそれを出すかというのはですね、これからの決めようだと思いますけれども、今回は今日決まったものの模様をみて更に資料を揃えて次の次ということになります。1月は決まっておりますので、次回というのは2月に出てくるということになります。

会長（河崎敦夫） ちょっと待って、今の協議の項目に議員定数を入れたら。

事務局長（岩瀬） 只今の件で次回1月の議会にどうしてもしようということですね、ここで議決されれば1月の議会に今の3項目以外に入れるというふうにしたいなど。

会長（河崎敦夫） お諮りいたします。波野さんから提案ございました議員定数の問題。中小選挙区は決まりましたから後は定数振り分けの問題ですが、これは次回に出すということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はいどうぞ。

波野村（大塚國勝君） 失礼します。波野村の大塚です。前回の資料の16ページのワークシヨップ。各町村のワークシヨップ、それから専門部会でワークシヨップという計画がな

されております。それから基礎調査というふうな項目もありますけれども、このやり方、ワークショップ、私なりにこの前も小笠原さんも言われたようにビジョンづくりが一番大事なところでないのかなというふうに思います。このビジョンづくりのためには、このワークショップというのが一番大きな課題ではないのかなというふうに思いますが、このワークショップのやり方、日程等についても12月からということになっていますが、もう既に今日は12月の3日ですので、どういう日程でやられるのか、そのへんの所を聞かせていただければなと思います。

事務局（井 八夫） すいません。企画部会を担当しております井と申します。アンケートにつきましては今月全世帯にお配りをする予定にしております。各世帯2部お送りいたしまして、回収を行う予定にしております。今回のアンケートにつきましては新町の施策の方向を見定めるためのアンケートということで予定をいたしております。各世帯に2部お配りします理由としましては、普通1部お配りしますとどうしても世帯主の意見が強くなりまして、世帯主だけの意見を集約したような形にもなりかねないというようなことになりまして、できれば2部お配りしますと、男女でお書きいただきたり、あるいは年代が違う方でお書きいただけるんじゃないかなということ各世帯で2部お配りすることにいたしております。この作業は既に各町村の企画担当者のほうでその作業に入っております、近日中に各世帯にお配りする予定にしております。それからこの集約につきましては1月の20日を目途に合併協議会の事務局の方まで集約をあげていただくことにしております。この集約を元に施策の方向、分析いたしましてビジョンを作成していくという予定にいたしております。それからワークショップにつきましては各町村を、あまり回数はたくさんは開けないと思っておりますけれども、できれば各産業の代表の方あたりをご出席いただきましてワークショップを開いていきたいというふうに考えております。それからそれぞれ調査の職員が専門部会ということで6専門部会に分かれて今合併の調整案作業を進めておりますので、専門部会を集めてのワークショップというのも計画いたしております。以上です。

会長（河崎敦夫） 他に何か。ないようでしたら、次回でございますが事務局よろしゅうございますか。

日程第6 次回開催日

事務局長（岩瀬） それでは次回の協議会の事でございますけれども次回は当初決めていただきましたことを基本に決めておりますが、第1火曜日という案をとりました。案としてはですね。そうしますと1月7日になりまして今年には1月6日から御用始めという事だそうでございますけれども、この1月の第1火曜というのも変えるわけにもまいりませんでしたので、一応1月7日を考えておりますので提案させていただきます。場所は検討いたしましたですが、今まで4町村を回りましたですけれども、一応一巡が終わりました。それで冬場のほうにもなりますので、2月、3月どうしても波野村、産山の山間部にはちょっと計画できないかもしれませんので、当分の間、一の宮の就業改善センター、この場所を1月度も計画させていただきたいと思ひまして、次回は1月7日午後1時30分から一の宮就業センターということでお諮りさせていただきたいと思ひます。

会長（河崎敦夫） 事務局、新年の1月7日1時半、当会場ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは1月7日1時半、一の宮就業センターで協議会の開催を決定いたしました。ありがとうございました。

日程第7 閉会

会長（河崎敦夫） 他にございませんか。ないようでございますからこれで終わりたいと思

いますが、今日のご提案申し上げましたがいろいろありまして継続審議も協議2号も持ち越しでございました。協議事項の4号、それから協議事項の5号については可決いただきました。協議事項の6号、7号、8号、9号これもまた持ち越しでございます。次回はそれに続きまして国民健康保険取扱い、それから病院診療所の取扱い、そして核心の新市町の事務所設置の方式、こういう核に触れていくことになります。来年またよろしく、いいお年をお迎えていただきますようお願いいたしまして今日の会議を終わります。ありがとうございました。

午後3時50分 閉会